

**入札参加資格審査申請書を
受付しています**

平成27年度および平成28年度に黒潮町が発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品製造(購入)・役務の提供等」の一般競争入札(指名競争入札)に参加を希望される方は、次のとおり申請を提出してください。

◆申請方法・提出先

黒潮町役場 本庁 総務課 総務係
まで書類をお持ちいただくか、郵送でお願いします。

◆申請期限

3月31日(火)※当日消印有効

◆申請に伴う必要書類など

申請の種類により様式や必要書類が異なります。詳しくは、黒潮町のホームページをご覧ください。
左記までお問い合わせください。

○お申し込み・お問い合わせ

本庁 総務課 総務係

〒789-1199

黒潮町入野2019-1

☎43-2112(直通)

**園芸施設共済の補償が
拡充されました**

園芸施設共済とは、特定園芸施設、附帯施設および施設内農作物が被害を受けた際に共済金が支払われる制度です。

今年2月より、自然災害などにより被災した場合でも施設園芸農業の継続を可能にするために、園芸施設共済の補償が拡充されることとなりました。

昨年8月の台風被害に対しては、過去に例の無いような甚大な気象災害が発生したことから、被災農業者向け経営体育成支援事業が実施されました。

しかし、このような事業が適用されない自然災害への備え、または、被災した園芸施設を再建し速やかに農業経営の継続が図れるようにするために、園芸施設共済の補償が拡充されます。

現在の園芸施設共済では附帯施設、施設内農作物などが補償対象ですが、今回の補償対象拡充により、次の3つが拡充されました。

- ① 時価ベースの補償の拡充
- ② 農家選択による補償の追加
- ③ 撤去費用の対象の拡充

【例】APハウスの場合

- ① 時価ベースの補償の拡充
- 耐用年数 (現)7年↓(新)14年
- 耐用年数経過後の補償価額 (現)20%↓(新)50%
- ② 農家選択による補償の追加
- 耐用年数14年以内の補償価額は100%、耐用年数経過後は75%など「復旧費用」の追加
- ③ 撤去費用の対象の拡充
- 木造ハウス・パイプハウスに『撤去費用』を追加

○お問い合わせ

高知県農業共済組合幡多支所

☎37-5537

幡多広域消費生活センター便り

詐欺被害 最初の一手は電話から

詐欺被害のほとんどは、突然かかってきた電話で始まっています。「自分は大丈夫」、「私には関係ない」と油断しないで、見知らぬ人にお金を渡すことのないようにしてください。

被害に遭わないように、自宅の電話を留守番電話に設定し、相手と直接会話をしないで、録音されている必要な相手だけにかけ直すようにするか、ナンバーディスプレイ機能を活用しましょう。

次のような電話がかかったら、消費生活センターにご相談ください。

- 「証券を代わりに買って…、〇〇倍で買い取ります」
- 「登録された個人情報削除してあげる」
- 「あなたに購入の権利がありません」
- 「あなたの名前を貸してほしい」
- 市町村役場や銀行の職員を名乗り「還付金があります。キャッシュカードを持ってATMに行ってください」

● 「オレだけど、会社のお金を使い込んでいるのがバレそうだ」
● その他の「うまい話」や「心配な話」の電話

○ご相談・お問い合わせ

幡多広域消費生活センター
月～金曜日 午前9時～正午・午後1時～5時(祝日・年末年始を除く)

☎34-6301

FAX 34-6295

黒潮町役場 本庁 産業推進室
商工観光係

☎43-2113(課直通)